



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 民有保安林の指定の解除（森林管理課） 1
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課） 1
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課） 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 2

公 告

- 人事行政の運営等の状況の公表（人事課） 2
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課） 2
- 特定調達契約に係る落札者の決定（県立宮古総合実業高等学校） 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立宮古工業高等学校） 3
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（県立南部商業高等学校） 3

病院事業局事項

- 特定調達契約に係る落札者の決定 4

告 示

沖縄県告示第441号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和3年9月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 名護市字幸喜赤混多原1863番（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第442号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。
なお、当該届出に係る指定漁船調書を令和3年9月21日から同年10月5日まで八重山漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年9月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 発起人の住所及び氏名 竹富町字小浜1496番地の164 大城洋一、竹富町字西表946番地 山下輝雄
- 2 加入区 竹富加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 八重山漁業協同組合

沖縄県告示第443号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和3年9月21日

沖縄県文化観光スポーツ部長 宮 城 嗣 吉

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和3年11月3日から令和4年1月16日まで
- 4 観覧料の額
令和3年度美術館企画展「琉球の横顔－描かれた「私」からの出発」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,100円	880円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	200円	160円

- 備考 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第444号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年9月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市平良字下里地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和3年7月27日から令和4年2月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（2級基準点測量）

公 告

沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により、令和2年度における人事行政の運営等の状況を別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和3年9月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年9月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月27日 沖縄県指令土第629号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字世名城竿地原687番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市宇座安333番地3 サンスリーハイツ301号 神谷憂之臣
- 5 検査済証番号 令和3年9月9日 第4747号
- 6 工事完了年月日 令和3年7月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和3年9月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月6日 沖縄県指令土第608号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名宮城原120番6、120番7及び120番8の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字新川164番地1 桃原マンション302 玉那覇和彦
- 5 検査済証番号 令和3年9月9日 第4748号
- 6 工事完了年月日 令和3年8月23日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年9月21日

沖縄県立宮古総合実業高等学校長 大 山 正 吾

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 CAD教室パソコン機器 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古総合実業高等学校 宮古島市平良字下里280番地
- 3 落札者を決定した日 令和3年7月26日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 代表取締役 天久進 浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 38,280,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年6月15日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年9月21日

沖縄県立宮古工業高等学校長 知 念 俊 一 郎

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 CAD/CAMパソコン 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立宮古工業高等学校 宮古島市平良字東仲宗根968番地4
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年7月28日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 前原エンタープライズ株式会社 代表取締役 前原信平 那覇市銘苅1丁目14番16号
- 5 契約金額 44,770,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年9月21日

沖縄県立南部商業高等学校長 崎 間 恒 哉

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 電子計算組織 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県立南部商業高等学校 八重瀬町字友寄850番地
- 3 契約の相手方を決定した日 令和3年7月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 株式会社okicom 代表取締役 小渡玲 宜野湾市大山一丁目17番1号
- 5 契約金額 61,281,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

病院事業局事項

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年9月21日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県病院事業局A重油供給業務 472,000リットル（予定）
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県病院事業局病院事業経営課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 令和3年8月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社伊禮産業 代表取締役 伊禮一幸 浦添市仲間一丁目2番11号
- 5 落札金額 88円00銭（単価契約）
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 令和3年7月9日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 アント出版 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1</p>
--	--



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

人事行政の運営等の状況

令和2年度沖縄県人事行政の運営等の状況

第1 趣旨

任命権者が報告した令和2年度における職員の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、服務、退職管理、研修、福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した令和2年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により公表するものである。

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（令和2年度）

（単位：人）

区分	試験の種類			選考	合計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	112	18	5	26	161
事務職	68	18	3	4	93
技術職	44	0	2	22	68
警察職	38	0	41	10	89
教育職	0	0	0	428	428
企業職	18	0	2	205	225
現業職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下(2)及び(3)において同じ。）。

- 1 一般行政職 2から5までに掲げる職員以外の職員
- 2 警察職 公安職給料表が適用される職員
- 3 教育職 教育職給料表が適用される職員
- 4 企業職 沖縄県企業職員
- 5 現業職 現業職給料表が適用される職員

(2) 再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（令和2年度）

（単位：人）

区分	常時勤務	短時間勤務	合計
一般行政職	85	118	203
事務職	38	62	100
技術職	47	56	103
警察職	0	39	39
教育職	168	105	273
企業職	0	80	80
現業職	17	2	19

(3) 退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（令和2年度）

（単位：人）

区分	定年退職	早期退職	その他						合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	111	22	49	2	1	0	2	97	284
警察職	46	5	21	0	0	0	0	0	72
教育職	283	65	39	0	1	0	5	11	404
企業職	38	1	140	0	0	0	1	86	266
現業職	21	1	1	0	0	0	0	4	27

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- 1 定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- 2 早期退職 早期退職募集制度による退職
- 3 普通退職 自己都合による退職
- 4 分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- 5 懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- 6 失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- 7 任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

(4) 職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	職員数			対前年増減数			令和2年度分の主な増減理由	
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度		
一般行政部門	議会	42	42	42	0	0	0	カチナンチュ大会関係業務増 児童相談所体制強化 全国育樹祭関係業務減 事務の統廃合縮小 欠員不補充 首里城復興関係業務増
	総務企画	744	754	776	△2	10	22	
	税務	168	171	171	△3	3	0	
	民生	407	418	431	△23	11	13	
	衛生	560	574	560	17	14	△14	
	労働	107	92	89	△1	△15	△3	
	農林水産	896	885	874	△7	△11	△11	
	商工 土木	262 725	265 721	265 731	△1 11	3 △4	0 10	
小計	3,911 (128)	3,922 (114)	3,939 (89)	△9 (△9)	11 (△14)	17 (△25)	(参考：人口10万人当たりの職員数266人)	
特別門行政	教育警察	14,252 3,070	14,366 3,077	14,399 3,219	101 10	114 7	33 142	学級増に伴う定数増 国境離島警備隊創設
	小計	17,322 (118)	17,443 (142)	17,618 (168)	111 (11)	121 (24)	175 (26)	
普通会計計	21,233 (246)	21,365 (256)	21,557 (257)	102 (2)	132 (10)	192 (1)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,455人)	
公会営計	病院 水道	2,791 222	2,825 223	2,887 225	95 △1	34 1	62 2	周産期医療提供体制整備

企業等	下水道	70	69	70	△ 2	△ 1	1	
	その他	29	29	30	14	0	1	
	小計	3,112 (82)	3,146 (93)	3,212 (87)	106 (2)	34 (11)	66 (△6)	
合計		24,345 (328)	24,551 (349)	24,769 (344)	208 (4)	166 (21)	258 (△5)	(参考：人口10万人当たりの職員数1,672人)
		27,753	27,773	28,095	490	20	322	

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書きとし、職員数の外書きとしている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

- (1) 一般行政部門 (2)及び(3)に掲げる職員以外の職員
- (2) 特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員
- (3) 公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員
- (4) 合計欄の最下段の数値は、条例定数の数値である。

年齢別職員構成の状況（令和2年4月1日現在）

区分	21歳未満	21歳～25歳	26歳～30歳	31歳～35歳	36歳～40歳	41歳～45歳	46歳～50歳	51歳～55歳	56歳～60歳	61歳以上	計
職員数	人 78	人 1,188	人 2,407	人 3,028	人 3,504	人 4,223	人 4,451	人 3,172	人 2,422	人 302	人 24,769

職員数の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	過去5年間の増減数(率)
職員数	人 23,565	人 23,794	人 24,137	人 24,345	人 24,511	人 24,769	人 1,204 (5.1%)

備考 1 各年度における定員管理調査において総務省へ報告した部門別職員数

2 組織再編等のあった部門にあつては、組織再編等の前の年については組織再編前の部門における合計職員数

2 職員の人事評価の状況

地方公務員法第23条の2の規定に基づき、任命権者が行う人事評価の状況である。

人事評価の状況（令和2年度）

	評価の方法	評価者	評価結果の活用
知事部局等	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 一般職に属する職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分
	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 条件付採用期間中の職員	所属長等	条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
警察本部	【定期評定】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令（平成29年沖縄県警察本部訓令第4号）第7条の規定に基づく定期評定	所属長等	昇任試験での加点措置等

	<p>【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告</p>		
	<p>【条件付採用職員の正式任用】 沖縄県警察職員の人事評価に関する訓令第13条の規定に基づく特別評定</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の実施及び報告</p>	所属長等	条件付採用職員の正式採用
	<p>【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年人事委員会規則第10号）第19条の規定に準じた人事評価</p> <p>【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた人事評価</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の報告</p>	所属長等	昇格及び昇給の実施
	<p>【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年人事委員会規則第18号）第10条の規定に基づく人事評価</p> <p>【方法】 所属長等による人事評価の報告</p>	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教育庁	<p>【事務局】 能力評価及び業績評価（一般職に属する職員） 所属長等による勤務成績の評価及び面談（条件付採用期間中の職員）</p>	所属長等	<ul style="list-style-type: none"> ・昇給及び勤勉手当の成績率の決定、定期人事異動並びに分限処分 ・条件付採用期間中の職員の正式な採用の判断
	<p>【県立学校及び小中学校】 役割達成評価（業績評価）及び資質能力評価（能力評価） 評価方法：5段階の絶対評価（一部3段階） 自己申告と評価者面談（年3回実施） 当初：目標設定 中間：進捗及び発揮状況 最終：達成及び発揮状況 評価結果は全員に開示し、教職員の資質能力の向上を図る。 苦情には「苦情相談」と「苦情処理」で対応</p>	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定、任用並びに分限処分
議会事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 全職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
監査委員事務局	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 一般職に属する職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定
人事委員会	<p>【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価</p> <p>【対象職員】 一般職に属する職員</p>	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定

企業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給号給数及び勤勉手当の成績率の決定並びに昇任
病院事業局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を評価 【対象職員】 本局を本務として在籍する一般職員	所属長等	昇任及び定期人事異動等

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算見込み）

区分	住民基本台帳人口 (令和3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考) 令和元 年度の人件費率
令和2年度	人 1,485,484	千円 866,765,908	千円 5,438,843	千円 20,015,001	% 23.1	% 28.3

イ 職員給与費の状況（普通会計決算見込み）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人 当たり給与費 B ÷ A	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2年度	人 211,557	千円 97,741,021	千円 18,149,709	千円 38,072,488	千円 153,963,218	千円 7,142	千円 7,164

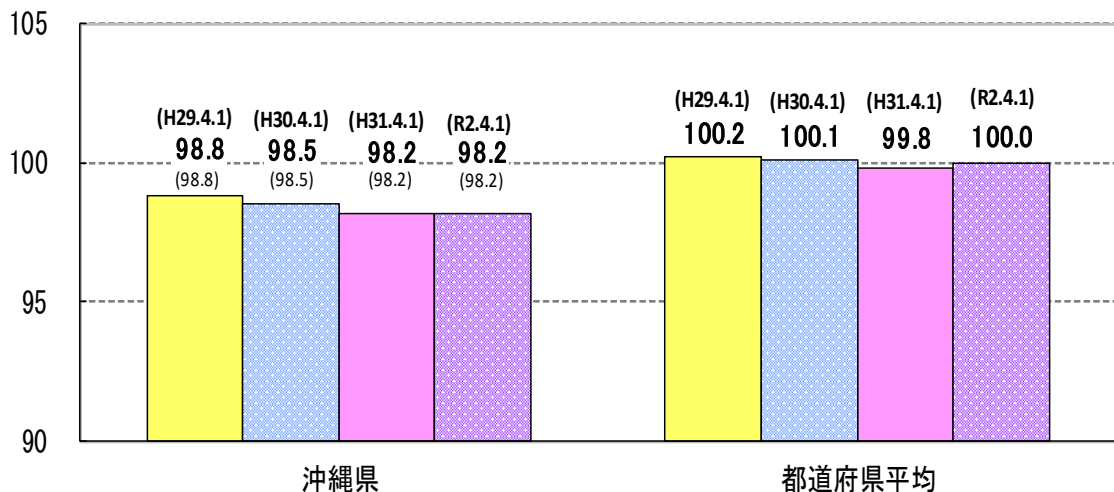
備考 1 表中「職員数」は、令和2年4月1日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

ウ ラスパイレス指数の状況等

(ア) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。

2 括弧書きの数値は、地域手当補正後のラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(イ) ラスパイレス指数の上昇理由等

該当なし

エ 給与改定の状況

(ア) 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
令和2年度	円 346,806	円 346,882	円 △76	% △0.02	% 0	% 0

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において国民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

(イ) 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の支 給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
令和2年度	月 4.43	月 4.45	月 △0.02	月 0	月 4.45	月 4.45

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

オ 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】

国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2パーセントの引下げ、地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

(ア) 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2パーセント引下げ。初任給等は引下げなし。50歳台後半層が多い号給は最大4パーセント程度引下げ。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえ、医療職給料表(1)以外の給料表において見直しを実施。

新給料表への円滑な移行のための激変緩和として、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置を実施。

(イ) 地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準と同率で設定

(実施時期) 平成27年4月1日から実施。国と同様に段階的に支給率を引上げ。なお、本県内において支給対象地域はなし。

(ウ) その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について国と同様に見直しを実施。

(実施時期) 平成27年4月1日

カ 特記事項

なし

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和2年4月1日現在）

(ア) 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	40.8 歳	311,021 円	374,312 円	342,207 円
国	43.2 歳	327,564 円	—	408,868 円
都道府県平均	42.8 歳	324,055 円	413,722 円	366,268 円

(イ) 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A÷B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
沖縄県	55.5歳	218人	348,993円	399,840円	376,924円	—	—	—	—
うち運転士	55.4歳	47人	347,326円	398,191円	380,854円	自家用乗用自動車運転者	54.4歳	225,500円	1.77
うち用務員	57.0歳	51人	354,773円	378,360円	372,594円	用務員	55.9歳	207,900円	1.82
うち農林水産技能員 ・農業技術補佐員	54.8歳	62人	340,215円	408,527円	376,468円	—	—	—	—
うち介助員	56.3歳	18人	361,272円	386,967円	379,911円	—	—	—	—
うち電話交換士	53.9歳	6人	352,917円	360,914円	352,917円	—	—	—	—
うち印刷技士	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	—	—	—	—
うち土木整備員	55.0歳	8人	342,913円	381,091円	369,850円	—	—	—	—
うち守衛	非公表	1人	非公表	非公表	非公表	守衛	58.1歳	232,000円	非公表
うち調理員・調理士	54.5歳	24人	354,554円	448,298円	382,950円	調理士	44.2歳	206,600円	2.17
国	50.9歳	2,319人	287,283円	—	328,862円	—	—	—	—
都道府県平均	53.6歳	187人	318,887円	373,164円	350,729円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C÷D
沖縄県	—	—	—
うち運転士	6,436千円	2,948千円	2.18
うち用務員	6,238千円	2,862千円	2.18
うち農林水産技能員 ・農業技術補佐員	6,409千円	—	—
うち介助員	6,380千円	—	—
うち電話交換士	6,012千円	—	—

うち印刷技士	非公表	—	—
うち土木整備員	6,263千円	—	—
うち守衛	非公表	3,158千円	非公表
うち調理員・調理士	7,102千円	2,767千円	2.57

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（平成29年から令和元年までの3か年平均）。

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(ウ) 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	44.6 歳	381,342 円	428,341 円
都道府県平均	44.8 歳	372,601 円	430,717 円

(エ) 小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	42.8 歳	359,172 円	403,035 円
都道府県平均	42.4 歳	356,917 円	410,239 円

(オ) 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
沖縄県	38.4 歳	322,471 円	435,691 円	357,241 円
国	41.4 歳	319,832 円	—	378,311 円
都道府県平均	38.4 歳	323,548 円	456,572 円	371,763 円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等の全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

イ 職員の初任給の状況（令和2年4月1日現在）

区分		沖縄県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円
	高校卒	147,900 円	—

技能労務職	中学卒	139,900 円	—
	大学卒	204,000 円	—
高等学校教育職	高校卒	177,400 円	—
	大学卒	204,000 円	—
小・中学校教育職	高校卒	180,000 円	—
	大学卒	208,600 円	211,400 円
警察職	高校卒	173,400 円	173,400 円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和2年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	251,555 円	359,044 円	382,833 円	403,549 円
	高校卒	221,388 円	286,327 円	344,186 円	368,427 円
技能労務職	高校卒	—	—	341,300 円	357,750 円
	中学卒	—	—	335,600 円	357,667 円
高等学校教育職	大学卒	301,520 円	395,054 円	420,556 円	434,972 円
	高校卒	—	—	—	—
小・中学校教育職	大学卒	302,768 円	385,806 円	410,714 円	422,930 円
	高校卒	—	—	—	—
警察職	大学卒	283,781 円	374,945 円	404,197 円	416,450 円
	高校卒	257,981 円	348,256 円	377,769 円	399,869 円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

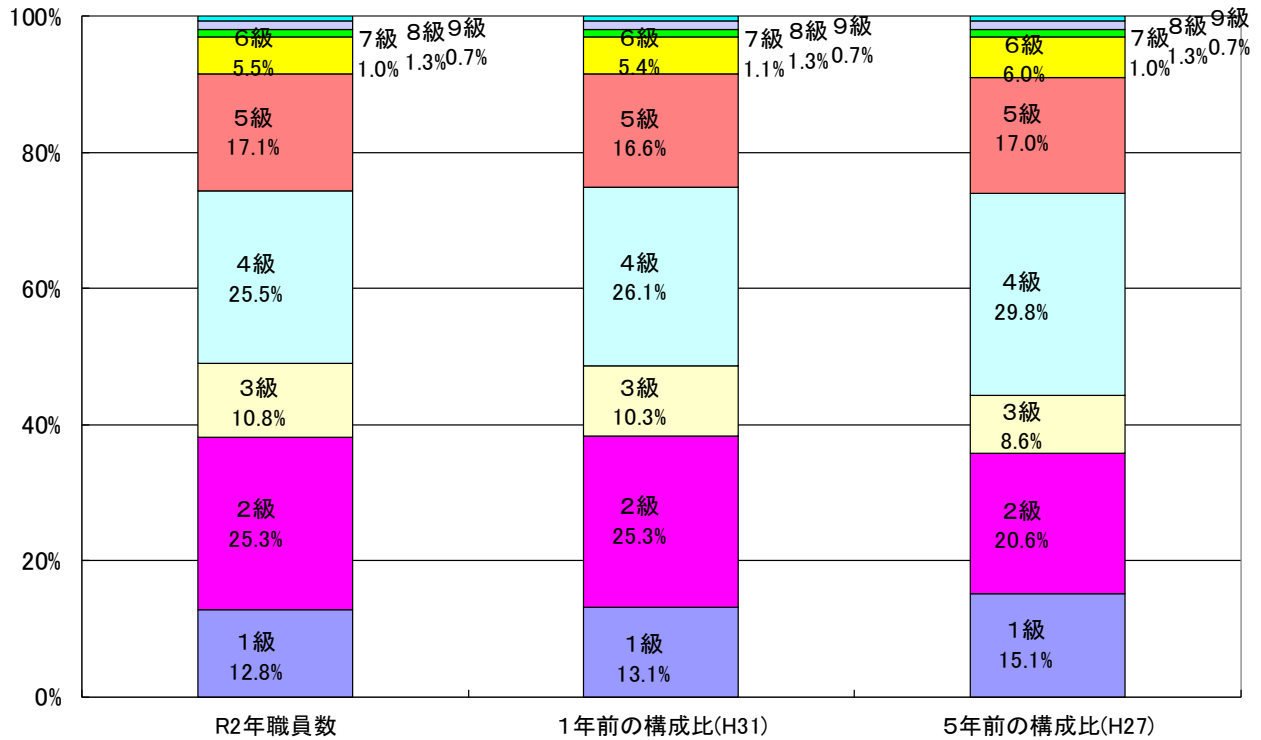
ア 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和2年4月1日現在）

(ア) 級別職員の数等

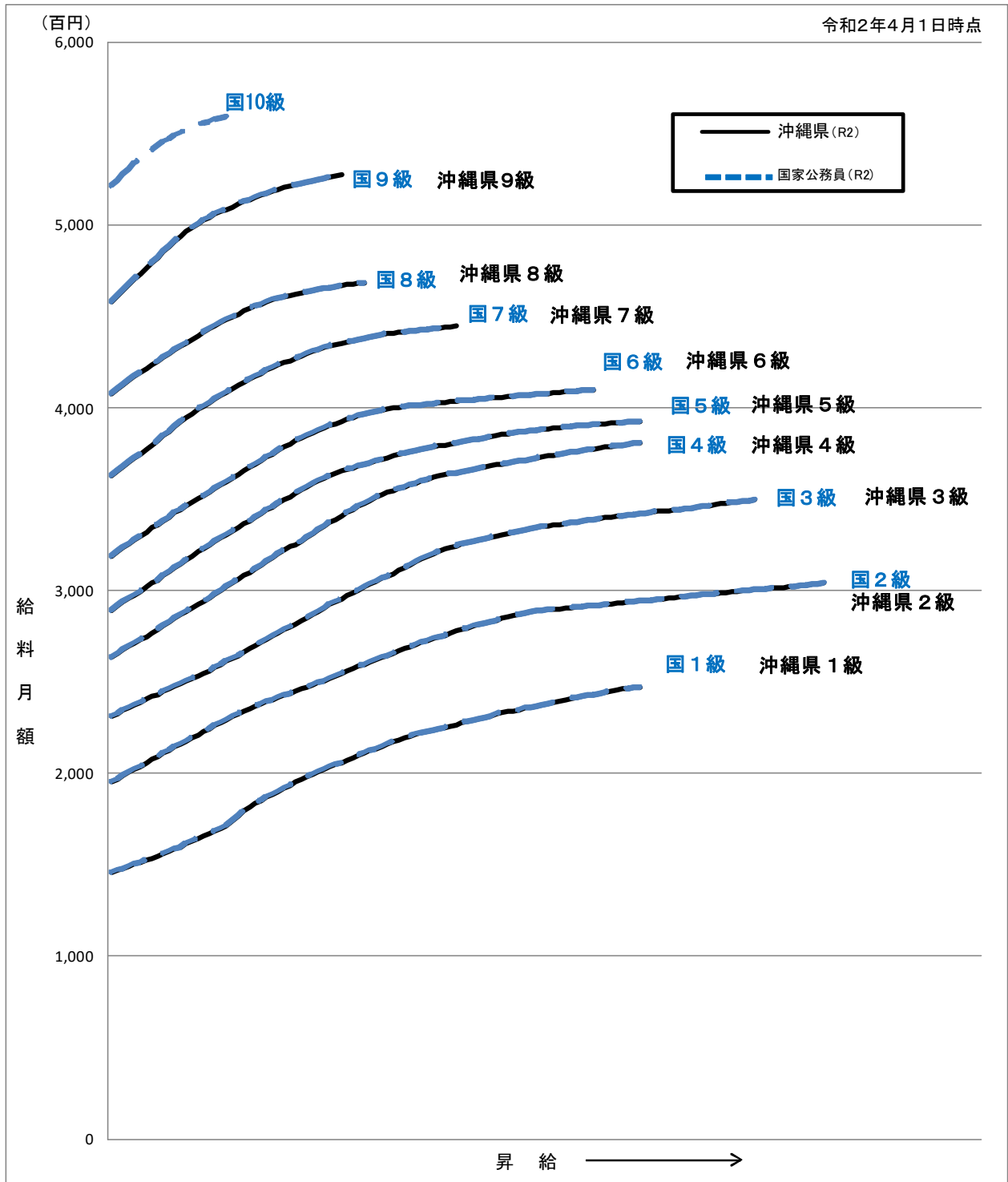
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事又は技師の職務	603 人	12.8 %	146,100 円	247,600 円
2級	1 副主査の職務 2 主任の職務	1,187 人	25.3 %	195,500 円	304,200 円
3級	1 主査又は主任技師の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務	507 人	10.8 %	231,500 円	350,000 円
4級	1 班長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	1,197 人	25.5 %	264,200 円	381,000 円
5級	困難な業務を行う班長又は主幹の職務	803 人	17.1 %	289,700 円	393,000 円
6級	課長又は副参事の職務	257 人	5.5 %	319,200 円	410,200 円

7級	1 困難な業務を行う課長の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする副参事の職務	48人	1.0%	362,900円	444,900円
8級	統括監又は参事の職務	62人	1.3%	408,100円	468,600円
9級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	31人	0.7%	458,400円	527,500円

- 備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
(イ) 級別職員の構成比



イ 国との給与表カーブ比較表（行政職（一））（令和2年4月1日現在）



ウ 昇給への人事評価の活用状況

令和2年4月2日から令和3年4月1日までの運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分

	上位、標準及び下位の区分		○		○
	上位及び標準の区分				
	標準及び下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
イ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

沖縄県			国		
令和2年度1人当たり平均支給額 1,511千円			—		
令和2年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.9)月分		令和2年度支給割合 期末手当 2.55月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.90月分 (0.9)月分	
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント			加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセントから25パーセントまで		

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和2年度中における運用		管理職員		一般職員	
ア 人事評価を活用している					
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準及び下位の成績率			○		○
上位及び標準の成績率					
標準及び下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
イ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

イ 退職手当（令和2年4月1日現在）

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分

最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合 の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人あたり平均支給額 4,851千円	47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合 の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人あたり平均支給額 20,721千円	最高限度額 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合 の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人あたり平均支給額 － 円	47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合 の額を加算) (退職時特別昇給 無) 1人あたり平均支給額 － 円
---	--	---	---

備考 退職手当の1人あたり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。
ウ 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）			58,937千円
支給職員1人あたり平均支給年額（令和2年度決算見込み）			796,446円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20.0 %	43 人	20.0 %
大阪市	16.0 %	5 人	16.0 %
名古屋市	15.0 %	1 人	15.0 %
福岡県福岡市	10.0 %	1 人	10.0 %
宮城県仙台市	4.5 %	1 人	6.0 %
広島県呉市	3.2 %	1 人	－ %
医師・歯科医師	16.0 %	22 人	16.0 %
平均支給率	0.06 %	－	0.06 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			98.2 (98.2)

備考 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。
エ 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）			924,892千円	
支給職員1人あたり平均支給年額（令和2年度決算見込み）			77,384円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算見込み）			55.4%	
手当の種類（手当数）			46	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度 決算見込み)	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱 手当	畜産研究センター及び 家畜改良センターに勤 務する職員（現業職員 を含む。）	(1) 牛及び豚の自然交 配、精液の採取若しく は人工授精又はこれら の作業の準備のために 牛及び豚を御する作業 (2) 牛の削蹄又はその作 業の準備のために牛を 御する作業	84千円	日額230円
交通取締等手 当	特定警察官（警察官の うち警部以下の階級に あるものをいう。以下	交通の取締り、人身事故 の処理及び高速道路での 物損事故の処理作業	9,169千円	(1) 日額560円（高 速道路における作 業の場合は、日額

	「特定警察官」という。)及び渉外事件通訳員			840円) (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
自動車等警ら作業手当	特定警察官	警ら用無線自動車による警らの作業	20,910千円	日額420円
		交通取締用自動二輪車による警らの作業		日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官並びに商工労働部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に勤務する職員	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）及び高压ガス保安法（昭和26年法律第204号）に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	8千円	日額230円
海上業務手当	職員	船舶に乗り組み、航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	4,788千円	日額230円 (警察官が特に困難な作業に従事した場合には、690円)
暴風雨時手当	職員（現業職員を含む。）	暴風雨時（当該職員が勤務する公署における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命じられた場合の業務	12,875千円	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司等	福祉に関する業務	20,403千円	日額680円
	児童相談所に勤務し現業を行う班長、主幹、児童福祉司等	福祉に関する業務		日額850円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子・父子自立支援員、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事、婦人相談所に勤務する心理判定員等	福祉に関する業務		日額340円
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	0.2千円	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	—	日額250円

精神保健業務 手当	保健医療部地域保健課 に勤務する職員	精神保健及び精神障害者 福祉に関する法律（昭和2 5年法律第123号）第27条 第3項の規定に基づく精 神保健指定医の診察への 立会い若しくは同法第29 条第1項の規定に基づき 入院させる精神障害者の 護送業務又は同法第38条 の6第1項の規定に基づ く精神科病院に入院中 の者への質問業務若しくは 精神保健指定医の診察への 立会い	9千円	日額230円
	保健所に勤務する運転 士	精神障害者の搬送業務		
爆発物等処理 作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑い のある物件の処理作業又 はサリン等による人身被 害の防止に関する法律 （平成7年法律第78号） 第2条に規定するサリン 等若しくはその疑いのある 物質の処理作業	—	1回5,200円 （特殊危険物質等の 製造説明実験作業の 場合は、1回460 円）
潜水作業手当	特定警察官並びに水産 海洋技術センター、栽 培漁業センター、農林 水産振興センター農林 水産整備課、教育庁文 化財課、埋蔵文化財セ ンター及び沖縄水産高 等学校（実習船の運航 に関する業務に従事す る職員に限る。）に勤 務する職員	潜水器具を着用した潜水 作業	290千円	(1) 潜水深度20mま で1時間310円 (2) 潜水深度30mま で1時間780円 (3) 潜水深度30m超 1時間1,500円 （劣悪な環境下の場 合は、1時間につき 310円を加算）
救難等作業手 当	警察官	救難又は救助等の作業	1,134千円	日額840円（特別の 場合は、1,680円）
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次 に掲げる業務 (1) 航空機の操縦業務 (2) 航空機の整備業務 (3) 前2号に掲げる以外 の業務（旅行又は物品 の輸送等を目的とする 業務を除く。）	2,714千円	(1) 1時間5,100円 (2) 1時間2,200円 （一等及び二等整備 士の場合は、1時間 1,500円） (3) 1時間1,900円
銃器犯罪捜査 手当	警察官	防弾装備を装着し、及び 武器を携帯して行う次に 掲げる業務 (1) 銃器を使用している 犯罪現場における犯人 逮捕の作業（これに直 接関連する業務を含 む。） (2) 銃器を所持する犯人 逮捕の作業 (3) (1)に付随して行われ る固定配置による警戒 の作業	—	(1) 日額1,640円 (2) 日額1,100円 (3) 日額1,100円

		(4) (2)に付随して行われる固定配置による警戒の作業 (5) 銃器使用の暴力団対立抗争における張付け警戒作業、銃器使用のおそれがあると認められる暴力団、暴力団員、暴力団準構成員及び暴力団関係企業からの保護対象者に対する危害を未然に防止するための保護対策における身辺警戒及び固定警戒の作業		(4) 日額820円 (5) 日額820円
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等からの要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	903千円	1回800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	56,546千円	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額
実習船指導手当	実習船に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士、船舶通信士等	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 遠洋区域で行う航海実習における指導の業務(2)に掲げる業務を除く。 (2) 遠洋区域で行う網、なわその他漁具を用いて行う漁ろうの実習における指導の業務 (3) 遠洋区域で行う停泊実習における指導の業務 (4) 遠洋区域以外の区域で行う実習(沖縄本島内における停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習を除く。)	3,242千円	(1) 日額820円(船長、機関長等は、日額1,750円) (2) 日額1,640円(船長、機関長等は、日額3,500円) (3) 日額410円(船長、機関長等は、日額870円) (4) 日額230円
	沖縄水産高等学校に勤務する教育職員	沖縄水産高等学校における実習船に乗り組み、次に掲げる生徒の実習の指導業務 (1) 航海実習における指導の業務 (2) 停泊実習及び実習船をドックに入れて行う実習(沖縄本島内における実習を除く。)		(1) 日額2,750円 (2) 日額1,650円
浄化処理作業手当	下水道事務所(管理班、施設班、水質管理班及び浄化センター(水質管理業務に従事する職員に限る。)に勤務する職員	(1) 下水道施設における汚泥等の処理作業 (2) 汚水管、下水道処理施設等における維持管理作業 (3) 汚泥等の採取作業 (4) 汚泥等の化学試験及び検査作業	302千円	日額450円(4の作業に従事し場合は、日額290円)

防疫等作業手当	職員	<p>(1) 感染症の病原体に汚染されている区域における防疫作業</p> <p>(2) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業</p> <p>(3) 職員が家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業を除く。）で豚熱のまん延を防止するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業</p> <p>(4) 家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽に限る。）の病菌を有する家畜又は有する疑いのある家畜の防疫作業</p> <p>(5) 動物用生物学的製剤製造又は病原検索試験研究の作業</p>	51千円	<p>(1) 日額290円</p> <p>(2) 日額380円 （牛のと殺作業に従事した場合は、日額760円）</p> <p>(3) 日額290円</p> <p>(4) 日額290円</p> <p>(5) 日額290円</p>
	(1) 保健所に勤務する運転士	(1) 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		(1) 日額290円
	(2) 家畜保健衛生所及び家畜衛生試験場に勤務する現業職員	(2) 家畜伝染病予防法第2条第1項に定める家畜伝染病（流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病及び鼻疽）の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業		(2) 日額290円
	(3) 現業職員	(3) 家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病（口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ及び豚熱に限る。）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業		(3) 日額380円 （と殺作業に従事した場合は、日額760円）
	(4) 現業職員	(4) 豚熱のまん延を防止		(4) 日額290円

		<p>するために行う野生いのししの死体の運搬若しくは埋却又は野生いのししの捕獲現場等の消毒の作業</p>		
有害薬物取扱等手当	<p>(1) 農林水産部森林管理課、畜産研究センター、農業研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター、工業技術センター等に勤務する職員 (2) 保健所に勤務する医療監視員及び薬事監視員</p>	<p>(1) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定する毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究又は病虫害防除の作業 (2) 医療法（昭和23年法律第205号）又は毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等の業務</p>	137千円	日額290円
	<p>農業研究センター、家畜改良センター、畜産研究センター、森林資源研究センター、水産海洋技術センター及び高等学校に勤務する現業職員</p>	<p>毒物又は劇物を利用した理化学的試験研究の補助又は病虫害防除作業</p>		
用地等交渉手当	<p>土木事務所（用地班、河川都市用地班等）等に勤務する用地等交渉業務を本務とする職員</p>	<p>公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務</p>	9,618千円	<p>日額750円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）</p>
	<p>土木建築部道路管理課、土木事務所等に勤務する職員</p>	<p>公共事業の用に供する用地の買収その他物件の移転補償に関し、現地で直接交渉する業務及び当該業務のために行う調整等に関する業務</p>		<p>日額600円 （業務が午後6時以降の場合は、1,000円）</p>
私服捜査等手当	<p>特定警察官、警察本部に勤務する電子計算機に係る犯罪の解析その他情報技術の解析の作業に従事する職員及び渉外事件通訳員</p>	<p>私服を着用して行う現場における犯罪の予防若しくは捜査の作業又は被疑者の逮捕の作業</p>	29,494千円	日額560円
看守手当	<p>特定警察官</p>	<p>留置施設における被留置者の看守の作業</p>	4,731千円	日額240円
護送手当	<p>特定警察官</p>	<p>被疑者、被告人又は法令により拘禁されている者の護送作業</p>	2,015千円	日額240円
鑑識作業手当	<p>職員（警察官にあつては、特定警察官に限る。）</p>	<p>指掌紋、足こん跡、手口、写真又は似顔絵を利用する犯罪鑑識作業、理化学、法医学、心理学、情報工学又は銃器弾薬類の知識を利用する犯罪鑑識作業並びに警察犬を利用して行う足跡追及、爆発物捜索及び捜索救助の作業</p>	2,795千円	<p>(1) 現場 日額560円 (2) 内勤 日額280円</p>

警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及び機動隊員等による警らの作業	41,950千円	(1) 日額340円 (2) 東日本大震災に対処するため、引き続き5日以上従事した場合は、1日につき840円を(1)の額に加算
夜間特殊業務手当	警察本部、警察署等に勤務する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	101,553千円	(1) 深夜の全部の勤務 1回980円 (2) 2時間以上の勤務 1回650円 (3) 2時間未満の勤務 1回410円
巡回診療手当	保健医療部保健医療総務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	—	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭及び講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	5,089千円	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1,760千円	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	—	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務		
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	53,636千円	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは、日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	343,683千円	日額8,000円から日額16,000円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの		日額5,100円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの		日額5,100円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間		日額2,700円

		である日に行うもの		
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの		日額900円
農業機械等運転作業手当	畜産研究センター、農業研究センター、家畜保健衛生所及び家畜改良センターに勤務する職員（現業職員を含む。）	道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	245千円	日額230円
病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）	病虫害の発生予察及び防除指導の業務	1,279千円	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防衛訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	200千円	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	99千円	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	123,446千円	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	64千円	日額640円 （天皇、皇后等の身辺の警護の作業の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）	183千円	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務（午後5時以降において2時間以上従事した場合に限る。）		日額130円
外国勤務手当	外国に駐在することを命ぜられた職員	外国において特定の事務を処理する業務に従事したとき	43,690千円	月額（在外公館に勤務する外務公務員に対して支給される在勤基本手当の額に100分の80を乗じて得た額、住居手当の額、配偶者手当の額及び子女教育手当の額を合計した額）

道路上作業手当	土木事務所に所属する 現業職員	交通を遮断することなく 行う道路の維持修繕の作 業	435千円	日額300円
東日本大震災 関連作業手当	職員	東日本大震災に対処する ため、次に掲げる区域で 行う業務 (1) 東京電力(株)福島 第一原子力発電所の敷 地内の区域(免震重要 棟外) (2) 東京電力(株)福島 第一原子力発電所の敷 地内の区域(免震重要 棟内) (3) 帰還困難区域に設定 することとされた区域 (屋外) (4) 帰還困難区域に設定 することとされた区域 (屋内) (5) 居住制限区域(屋 外) (6) 居住制限区域(屋 内)	—	(1) 日額20,000円 (敷地内の屋外作業 の場合は、3,000 円) (2) 日額3,300円 (3) 日額6,600円 (4) 日額1,300円 (5) 日額3,300円 (6) 日額660円 (3)又は(5)について、 作業に従事した時間 が1日について4時 間に満たない場合 は、支給額の6割
原子力緊急事 態関連作業手 当	職員	職員が原子力緊急事態宣 言であった場合で、緊急 事態応急対策実施区域等 を考慮して定める区域に おける業務	—	日額20,000円以内
防疫等作業手 当(特例)	職員	新型コロナウイルス感染症 に対処するため、(1)か ら(4)までに掲げる区域で 行う(5)から(10)までに掲げ る業務 【区域】 (1) 病院、診療所又は宿 泊施設(新型コロナウ イルス感染症の患者又 はその疑いのある者の 療養等を行うための宿 泊施設) (2) 新型コロナウイルス 感染症の患者等が前号 に掲げる施設への移動 に際して使用する施設 (3) 新型コロナウイルス 感染症の患者等の搬送 に使用する自動車、船 舶又は航空機 (4) 女性相談所(一時保 護所に限る。)、若夏 学院、児童相談所(一 時保護所に限る。)、	25,362千円	日額4,000円(新型 コロナウイルス感染 症の患者等の身体に 接触して又はこれら の者に長時間にわた り接して行うもの以 外は、日額3,000 円)

	<p>離島児童生徒支援センター、県立高等学校の寄宿舎、県立特別支援学校の寄宿舎、名護市県立高等学校北部合同寄宿舎、警察施設（留置施設及び保護所に限る。）、新型コロナウイルス感染症の患者等の検体の採取を行う場所又は対面により検体の提出を受ける場所</p> <p>【業務】</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症の患者等の看護、健康管理、生活支援又は搬送の作業</p> <p>(6) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する積極疫学調査（対面による場合に限る。）</p> <p>(7) 新型コロナウイルス感染症の患者等に対する検体の採取の作業</p> <p>(8) (7)の作業に附随して新型コロナウイルス感染症の患者等に対面して行う介助又は説明の作業</p> <p>(9) 作業場所の要件に該当する施設等の消毒の作業</p> <p>(10) 作業内容の要件に該当する作業に従事したものが着用した感染防止の用に供する衣類の消毒の作業</p>	
--	--	--

備考 新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等作業手当の特例は、令和2年7月31日に公布された「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和2年沖縄県条例第39号）」により、令和2年2月1日から適用されている。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算見込み）	3,441,390千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）	425千円
支給実績（令和元年度決算）	3,324,945千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	419千円

備考 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和2年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達	同じ。	—	3,115,260千円	272,933円

	<p>する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給</p> <p>(1) 配偶者、父母等 月額6,500円</p> <p>(2) 子 10,000円(16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)</p>				
住居手当	<p>1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給</p> <p>(1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</p> <p>(2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月28,000円)</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p>	同じ。	—	2,726,448千円	279,952円
通勤手当	<p>通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給</p> <p>(1) バス等の交通機関を利用する職員運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分については、2分の1の加算</p> <p>(2) 自家用車を利用する職員距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	異なる。	交通機関利用の支給限度額は、月額55,000円	1,928,233千円	91,629円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算)</p>	同じ。	—	319,175千円	565,913円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員(部長、統括監、課長、校長、教頭等)に支給。職務に応じ39,700円から104,200円までの範囲内の額</p>	異なる。	俸給表、職務の級及び職の区分別に定められた額(46,300円から146,400円までの範囲内)を支給	1,055,311千円	679,093円
初任給調整手当	<p>採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給</p> <p>(1) 医師又は歯科医師 月額414,800円以内(35年間漸減しながら支給)</p>	異なる。	獣医師に支給なし。	101,540千円	1,223,373円

	(2) 獣医師 月額30,000円以内（10年間漸減しながら支給）				
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	762,173千円	599,664円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則（昭和34年文部省令第21号）で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ8パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額			1,342,056千円	783,911円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間（任命権者が必要と認める場合は6年間）支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ。	—	521,414千円	140,505円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	223,539千円	111,937円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円（人事委員会	同じ。	—	474,104千円	173,220円

	規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、5,900円又は7,200円)					
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長を含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日等に勤務した場合に支給 (1) 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで (2) 大学の学長 1回18,000円	同じ。	—	14,444千円	122,407円	
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額2,000円から月額8,000円までの範囲内の額			924,224千円	58,270円	
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 (1) 管理職員 給料月額の2パーセント又は4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額3パーセント又は6パーセント			51,933千円	234,991円	
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数がその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額6パーセント（定時制通信教育手当を受ける者は、4パーセント）			123,507千円	237,971円	
農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産の普及指導事業に従事する職員に支給 (1) 管理職員 給料月額4パーセント (2) 管理職員以外の職員 給料月額8パーセント			29,048千円	284,784円	
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			—	—	

(5) 特別職の報酬等の状況（令和2年4月1日現在）

区分		給料月額等
給	知事	1,230,000円

料	副 知 事	970,000円
議員報酬	議 長	980,000円
	副 議 長	840,000円
	議 員	750,000円
期末手当	知 副 知 事 事	(令和2年度支給割合) 3.10月分
	議 副 議 長 長 員	(令和2年度支給割合) 3.10月分
退職手当	知 副 知 事 事	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 123万円×在職月数×0.50 2,952万円 任期ごと 97万円×在職月数×0.42 1,955万円 任期ごと

備考 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

ア 水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 令和元年度の総費用に占める 職員給与費比率
令和2年度	千円 27,002,749	千円 1,138,923	千円 1,904,908	% 7.0	% 6.4

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B÷A	(参考) 都道府県平均1人 当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2年度	人 243	千円 944,107	千円 226,612	千円 280,499	千円 1,451,218	千円 5,972	千円 6,958

- 備考 1 表中「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。
2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費292,356千円は含まない。

b 特記事項

なし

(i) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	43.5 歳	350,347 円	518,666 円
団体平均	43.5 歳	361,318 円	578,084 円
事 業 者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
-----	---------------

令和2年度1人当たり平均支給額 1,588千円	令和2年度1人当たりの平均支給額 1,679千円
令和2年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	令和2年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和2年4月1日現在）

沖縄県			（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2パーセントから45パーセントまでの割合を加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2パーセントから45パーセントまでの割合を加算）		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1人当たり平均支給額 — 円 21,247千円			1人当たり平均支給額 — 円 14,927千円		

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）			994千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）			496,980円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京都特別区	1人	20.0%	20.0%
大阪府枚方市	1人	10.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）		2,597千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）		21,285円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算見込み）		51.0%		
手当の種類（手当数）		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度 決算見込み）	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	782千円	1時間800円

用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	4千円	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000円）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管管理課水管理センターに所属する職員	交替制勤務（浄水施設における24時間運転管理業務）	1,516千円	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な工事箇所で行う監督、測量検査、調査等	114千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道又は市町村道の道路上において、交通を遮断することなく行う監督、測量、検査、調査、検針、点検、修繕、交通整理等の作業	25千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	38千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所に勤務する職員が洪水警報発令中に行う河川の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に勤務する職員	水質試験業務	179千円	日額150円
		保護具を着用し、毒物劇物等を注入する設備の修繕作業、毒物劇物等又はオゾンの漏洩事故対応作業	1千円	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算見込み）	94,735千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）	471千円
支給実績（令和元年度決算）	101,382千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	499千円

備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

f その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と異なる内容	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日	同じ。	—	38,382千円	282,217円

	までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円 (16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	28,761千円	287,607円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	36,064千円	156,800円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算)	同じ。	—	360千円	360,000円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 (企業技監、統括監、参事、課長等) に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	13,343千円	741,256円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円までの範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につ	同じ。	—	27千円	13,500円

	き、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	12,515千円	122,692円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	6,913千円	216,045円

イ 工業用水道事業

(7) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 平成30年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和2年度	千円 649,173	千円 △210	千円 23,090	% 3.6	% 4.3

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均1 人当たりの給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2年度	4人	千円 14,920	千円 4,191	千円 4,317	千円 23,428	千円 5,857	千円 6,577

- 備考 1 表中「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。
2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。
3 表中資本勘定支弁職員に係る職員給与費6,984千円（税込み）は含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	40.5歳	322,075円	493,499円
団体平均	44.2歳	351,473円	547,053円
事業者	—	—	—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)
令和2年度1人当たり平均支給額	令和2年度1人当たりの平均支給額

1,468千円		1,621千円	
令和2年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分	令和2年度支給割合 期末手当 2.60月分 (1.45)月分	勤勉手当 1.85月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセントまで 管理職加算 10パーセント	

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和2年4月1日現在）

沖縄県			（一般行政職・団体平均等）		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.58688月分	勤続20年	19.6695月分	24.58688月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2パーセントから45パーセントまでの割合を 加算) (退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額 — 円			1人当たり平均支給額 — 円 5,995千円		

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）			0円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）			0円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
埼玉県和光市	0人	16.0%	16.0%
大阪府枚方市	0人	10.0%	— %

d 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）			18千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）			8,975円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算見込み）			50.0 %	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度 決算見込み)	左記職員に対する支給 単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	11千円	1時間800円
用地等交渉業務手当	経理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	—	日額600円（午後6時以降の場合は、1,000

				円)
交替制勤務手当	各浄水管理事務所 浄水課及び配水管理 課水管理センターに 所属する職員	交替制勤務（浄水施設 における24時間運 転管理業務）	—	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場又は危険な 工事箇所で行う監督、 測量検査、調査等	2千円	日額300円
		交通の頻繁な国道、 県道又は市町村道の 道路上において、交通 を遮断することなく行 う監督、測量、検査、 調査、検針、点検、修 繕、交通整理等の作業	2千円	日額150円
		排泥処理、清掃作業、 保守点検作業及び除塵 作業	2千円	日額400円
		倉敷ダム管理事務所 に勤務する職員が洪水 警報発令中に行う河川 の巡回監視作業	—	日額800円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所 に勤務する職員	水質試験業務	—	日額150円
		保護具を着用し、毒物 劇物等を注入する設備 の修繕作業、毒物劇物 等又はオゾンの漏洩事 故対応作業	—	日額230円

e 時間外勤務手当

支給実績（令和2年度決算見込み）	1,614千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）	403千円
支給実績（令和元年度決算）	2,499千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	625千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算見込み）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。
 f その他の手当（令和2年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和2年度決算見込み）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給	同じ。	—	540千円	270,000円

	(1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円 (16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額27,000円以下の職員 家賃の月額から16,000円を控除した額 (2) 家賃が月額27,000円を超える職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額 (上限は月額28,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1	同じ。	—	918千円	306,000円
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	1,172千円	293,100円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円 (職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円の範囲内の額を加算)	同じ。	—	—	—
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 (企業技監、統括監、参事、課長等) に支給。職の区分に応じ49,900円から93,800円までの範囲内の額	同じ。	—	—	—
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日等に勤務した場合に当該職員に対して支給。勤務1回につき職の区分に応じ6,000円から12,000円ま	同じ。	—	—	—

	での範囲内の額。また、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、勤務1回につき、職の区分に応じ3,000円から6,000円までの範囲内の額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じた額	同じ。	—	59千円	29,640円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	—	—

ウ 病院事業

(ア) 職員給与費の状況

a 決算見込み

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B ÷ A	(参考) 令和元年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和2年度	千円 61,769,780	千円 2,229,760	千円 38,844,144	% 56.4	% 56.4

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与 費 B ÷ A	(参考) 都道府県平均 1人当たりの 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
令和2年度	人 2,998	千円 11,814,807	千円 7,907,862	千円 4,376,960	千円 24,099,629	千円 8,039	千円 7,682

備考 1 表中「職員数」は、令和3年3月31日現在の人数である。

2 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

b 特記事項

なし

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和2年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖縄県	38.5歳	328,408円	669,881円
医師	43.9歳	540,918円	1,674,103円
看護師	37.2歳	295,590円	520,002円

事務職員	42.6 歳	313,603 円	517,907 円
団体平均	40.6 歳	348,100 円	633,464 円
医師	45.2 歳	568,569 円	1,454,715 円
看護師	39.3 歳	311,575 円	510,182 円
事務職員	43.2 歳	348,357 円	564,341 円
事業者	—		—

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)						
令和2年度1人当たり平均支給額 1,460千円	令和2年度1人当たりの平均支給額 1,592千円						
令和2年度支給割合 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>2.60 月分</td> <td>1.85 月分</td> </tr> <tr> <td>(1.45)月分</td> <td>(0.90)月分</td> </tr> </table>	期末手当	勤勉手当	2.60 月分	1.85 月分	(1.45)月分	(0.90)月分	
期末手当	勤勉手当						
2.60 月分	1.85 月分						
(1.45)月分	(0.90)月分						
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5パーセントから20パーセント まで 管理職加算 10パーセント							

備考 括弧書きは、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当（令和2年4月1日現在）

沖縄県	(一般行政職・団体平均等)																								
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>(支給率)</td> <td>自己都合</td> <td>応募認定・定年</td> </tr> <tr> <td>勤続20年</td> <td>19.6695月分</td> <td>24.586875月分</td> </tr> <tr> <td>勤続25年</td> <td>28.0395月分</td> <td>33.27075 月分</td> </tr> <tr> <td>勤続35年</td> <td>39.7575月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> <tr> <td>最高限度額</td> <td>47.709 月分</td> <td>47.709 月分</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(退職時特別昇給 無)</td> </tr> <tr> <td>1人当たり平均支給額</td> <td>2,925千円</td> <td>20,403千円</td> </tr> </table>	(支給率)	自己都合	応募認定・定年	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)			(退職時特別昇給 無)			1人当たり平均支給額	2,925千円	20,403千円	1人当たり平均支給額 6,417千円
(支給率)	自己都合	応募認定・定年																							
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分																							
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分																							
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分																							
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分																							
その他の加算措置 定年前早期退職特例 (2パーセントから45パーセントまでの割合の額を加算)																									
(退職時特別昇給 無)																									
1人当たり平均支給額	2,925千円	20,403千円																							

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

c 地域手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）		333,248千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）		898,242円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率
医師・歯科医師	371人	16.0%
		一般行政職の制度（支給率）
		— %

d 特殊勤務手当（令和2年4月1日現在）

支給実績（令和2年度決算見込み）			1,509,278千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算見込み）			483,433円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和2年度決算見込み）			104.1%		
手当の種類（手当数）			14		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和2年度 決算見込み）	左記職員に對 する支給単価	
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師 以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において、感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理事業	10千円	日額290円	
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務			
伝染病防疫手当 （特定コロナ関連 業務）	職員	新型コロナウイルス感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染されているおそれがある病院、診療所、宿泊施設、患者等搬送に使用する自動車内部又はこれらに準ずるものとして管理者が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた作業 (1) 患者等に接して行う診察、検査、検体採取、治療、看護その他の作業 (2) 新型コロナウイルス感染症の病原体が付着した物件又は付着した疑いのある物件の処理の作業 (3) 患者等の搬送の作業 (4) (1)から(3)までに掲げる作業以外の作業で管理者が認める作業	71,068千円	日額3,000円 （患者等の身体に接触し、又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、日額4,000円）	
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務	289,945千円	1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上	131,192千円	1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時	142,668千円	1回2,900円

			間未満		
			深夜における勤務時間が2時間未満	70千円	1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		4,309千円	1回1,620円
巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		50千円	日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者及び診療放射線技術者			18千円	日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨時（当該職員が勤務する事業所における業務又は事務の全部又は一部が、台風の来襲等による事故発生の防止のための措置として停止された期間に限る。）において、業務に従事することを特別に命ぜられたときの業務		6,788千円	1時間500円
医師手当	医師及び歯科医師	医療業務等		255,243千円	月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		4,800千円	月額100,000円
		放射線診療又は麻酔の業務		21,370千円	月額50,000円
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	172千円	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	5千円	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	1千円	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		—	日額230円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務		5,101千円	離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		—	日額230円
性暴力被害者支援医療業務手当	医師	医師である職員が、性的な被害を及ぼす暴力その他の言動		825千円	日額15,000円

		により性的な被害を受けた者（当該被害について初めて医療を受けるものに限る。）の医療の業務に従事したときに支給する。				
特別診療手当	医師（県立病院の管理職）	医師である職員であって、県立病院の管理職にある者が、正規の勤務時間以外の時間において診療の業務に従事した場合に支給する。	7,452千円	1時間3,500円		
感染拡大時業務対応特別手当	職員	新型コロナウイルス感染症のまん延により県内の医療提供体制がひっ迫し、県立病院の体制を強化する必要があると管理者が認める期間に従事した5日以上の業務	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)	203,200千円	1回200,000円	
			新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するための対策の企画若しくは実施の作業（感染拡大防止対策作業）又は患者等において極めて困難な作業	72,000千円	1回250,000円	
			上記に掲げる作業以外の作業	135,800千円	1回100,000円	
感染拡大時派遣対応特別手当	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)の適用を受ける職員	伝染病防疫手当（特定コロナ関連業務）に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	1,601千円	日額30,200円	
			3時間以上4時間未満	45千円	日額11,325円	
			2時間以上3時間未満	15千円	日額7,550円	
			2時間未満	174千円	日額3,775円	
	病院事業広域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)又は病院事業地域異動職員医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける職員	感染拡大防止対策作業	4時間以上	471千円	日額14,720円	
			3時間以上4時間未満	17千円	日額5,520円	
			2時間以上3時間未満	55千円	日額3,680円	
			2時間未満	17千円	日額1,840円	
			感染拡大防止対策作業以外の作業	4時間以上	1,424千円	日額11,040円
				3時間以上4時間未満	—	日額4,140円

			2時間以上3時間未満	—	日額2,760円
			2時間未満	1千円	日額1,380円
	病院事業広域異動職員医療職給料表(1)から(3)まで又は病院事業地域異動職員医療職給料表(1)から(3)までの適用を受ける職員以外の職員	伝染病防疫手当(特定コロナ関連業務)に掲げる(1)から(4)までの作業、感染拡大防止対策作業又はこれらに準ずるものとして管理者が認める作業に従事した管理者が認める期間に基づく作業	4時間以上	37千円	日額6,240円
			3時間以上4時間未満	2千円	日額2,340円
			2時間以上3時間未満	—	日額1,560円
			2時間未満	—	日額780円

e 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算見込み)	2,893,833千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算見込み)	980千円
支給実績(令和元年度決算)	3,199,311千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	1,109千円

- 備考 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和元年度決算見込み)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員及び制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。
f その他の手当(令和2年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和2年度決算見込み)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算見込み)
扶養手当	扶養親族(配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等)のいる職員に支給 (1) 配偶者、父母等 月額6,500円 (2) 子 10,000円(16歳から22歳の子については、1人につき、5,000円加算)	同じ。	—	350,834千円	265,381円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 (1) 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 (2) 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居	同じ。	—	401,909千円	277,754円

	1に掲げる額の2分の1				
通勤手当	通勤距離が2キロメートル以上の職員に支給 (1) バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 (2) 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ。	—	199,685千円	93,969円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額30,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100キロメートル以上の者に対し、距離に応じ、8,000円から70,000円までの範囲内の額を加算）	同じ。	—	53,215千円	584,783円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じ、月額49,900円から110,100円までの範囲内の額	同じ。	—	47,761千円	1,085,482円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給。 (1) 医師又は歯科医師 月額344,500円以内（35年間漸減しながら支給） (2) 精神科を本務とする医師 月額365,600円以内（35年間漸減しながら支給）	異なる。	—	1,342,564千円	3,599,368円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ4パーセントから25パーセントまでの割合を乗じた額	同じ。	—	358,890千円	542,949円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給（人事委員会で定める条件に該当する者は6年間）。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は4パーセントから6パーセントまで、5年目は4パーセント、6年目は2パーセントの割合を乗じた額	同じ。	—		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ。	—	435,218千円	227,625円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円	同じ。	—	1,602千円	94,212円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（令和2年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	（下記以外） 午前8時30分 （教育庁（小中）） 午前8時15分 （教育庁（県立）） 午前8時30分 （警察本部） 午前9時30分	（同左） 午後5時15分 （同左） 午後4時45分 （同左） 午後5時 （同左） 午後6時15分	（同左） 正午から午後1時まで （同左） 45分（市町村による） （同左） 午後1時10分から同時 55分まで （同左） 正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

(2) 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（令和2年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
783,249.1日	251,593.5日	21,221人	12日

備考 1 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

2 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

3 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者、当該期間中に育児休業又は分限退職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

(3) 特別休暇等の状況（令和2年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病により請求した場合は、120日。職員が精神性疾患により療養のための休暇を請求した場合は、最初に請求する場合に限り、連続する180日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間

6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内（6週間を下回らない）
7 慶弔休暇 (1) 親族が死亡した場合 (2) 父母、配偶者及び子の祭祀を行う場合 (3) 結婚する場合	(1) 配偶者10日、父母又は子7日、 祖父母等3日、孫等1日 (2) 1日 (3) 5日（企業局8日）
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続する15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、当該子の看護のため又は当該子に予防接種若しくは健康診断を受けさせるため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は、10日）の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月（病院事業局は11月）までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康診査及び保健指導を受ける場合	1回につき1日以内で必要な時間（頻度は妊娠週数又は産後期間による。）
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害のため勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間（企業局10日を超えない範囲内の期間）
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内

	において、3日を超えない範囲内で必要と認める期間
23 旧盆	旧盆該当日のうち1日
24 風水震災その他天災地変により本人（10に区分する特別休暇に該当する場合を除く。）又は家族の住居が滅失し、又は破壊され、その復旧作業に従事する場合	(1) 本人の住居 10日以内 (2) 家族の住居 5日以内
25 骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な登録、検査又は入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
26 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間
27 組合休暇（無給休暇）	1暦年について30日の範囲内の期間（警察本部を除く。）
28 介護休暇（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月の期間内において必要と認められる期間
29 新型インフルエンザ等感染症により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間
30 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会で定める者で、要介護状態にある対象家族の介護その他の人事委員会規則で定める世話をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
31 検疫法（昭和26年法律第201号）第16条第2項に規定する停留の対象となった場合	必要と認められる期間（警察本部のみ）
32 永年勤続職員休暇	勤続年数20年又は30年に達する職員に対し、1回に限り3日以内（週休日、休日及び休日の代休日を除く。）で連続する必要と認める期間
33 介護時間（無給休暇）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

5 職員の休業の状況（令和2年度）

(1) 育児休業取得者数

（単位：人）

育児休業			育児部分休業			育児短時間休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
99	870	969	5	53	58	8	44	52

(2) 自己啓発等休業

ア 取得者数（単位：人）

年度取得者数		
男性	女性	計

5	5	10
---	---	----

イ 取得状況

(単位：人)

教育施設									奉仕活動		
大学			大学院			その他					
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
1	2	3	2	2	4	1	0	1	1	1	2

備考 自己啓発等休業は、沖縄県職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年沖縄県条例第56号）に基づき申請された休業の状況とする。

(3) その他の休業

(単位：人)

大学院修学休業			修学部分休業			配偶者同行休業		
男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性	計
0	1	1	0	0	0	2	5	7

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例（昭和47年沖縄県条例第4号）に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況（令和2年度）

(単位：件)

処分事由	地方公務員法	降任	免職	休職	合計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	1		1
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	0	924	924
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	1	1		2
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			0	0
沖縄県職員の分限に関する条例第2条の規定による場合	第27条第2項			1	1
地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第7条の規定により失職しなかった者					0
合計		1	2	925	928

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

(2) 懲戒処分状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況（令和2年度）

（単位：件）

処分事由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	1	3	8	2	14
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	1	1	1	0	3
合計		3	4	9	2	18

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

7 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業への従事等許可の状況である。

営利企業への従事等許可の状況（令和2年度）

区分	申請件数	許可件数
営利企業への従事等許可申請	266件	265件

8 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の退職管理に関する条例（平成28年沖縄県条例第46号）に基づく退職者（管理又は監督の地位にある職員であった者に限る。）の離職後2年間の再就職状況である。

再就職の状況（令和2年度）

（単位：人）

公社等外郭団体	その他団体又は企業	再就職者合計
1	23	24

備考 1 公社等外郭団体とは、公社等の指導監督要領（平成16年11月19日付け沖縄県知事通達）別表1に掲げる法人である。

2 職員の退職管理の状況については、沖縄県ホームページ（http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/jinji/jinji/h29_saishyushokujoukyou.html）でも公開している。

9 職員の研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

主な研修の状況（令和2年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員前期研修	地方自治制度、地方公務員制度、文書事務の基本、会計事務の基本、県の組織と仕事、福利厚生と共済制度、人事評価制度	令和2年度当初採用された全職員、前年度中途採用職員及び前年度同研修未修了者	2回	132人
新採用職員後期研修	知事講話、自治研修所所長講話、心と体の健康管理、沖縄県の国際交流・国際協力、国際ボランティア、条例・規則のしくみ、沖縄県福祉行政の重要課題について、危	令和2年度新採用職員前期研修修了者及び前年度後期研修未修了者	2回	126人

	機管理と災害対策、沖縄の歴史と文化、財政のしくみ、仕事の進め方、男女共同参画社会について、障害者への対応について、地方自治法演習、地方公務員法演習			
【教育庁】 新規採用事務職員研修	行政説明、講話、グループ討議等	小中学校新規採用事務職員	1回	7人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科）	団体生活を通して、警察官、警察職員としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに、体力気力の錬成を図る。	令和2年度に採用された全警察職員	3回	86人
【警察本部】 新採用職員研修（初任補修科）	警察官としての職業倫理を培い、自信と誇りを持たせ、人間性豊かな人格の形成を図るとともに、地域警察活動の基本となる法学、実務、術科等の教養を実施する。	平成31年度の新規採用職員研修（初任科）及び令和2年度の新規採用職員研修（初任科）を修了した警察官	2回	74人
【病院事業局】 新採用職員前期研修（事務職員・コメディカル職員・看護師）	新採用職員に知ってほしいこと 給与制度について 文書事務の基本について 地方公務員の服務について 人事評価制度について 情報セキュリティについて 会計事務の基本 経営企画、保険診療、材料 福利厚生・共済制度、公務災害	新採用職員（事務職員・コメディカル職員・看護師）	10回	160人
【警察本部】 昇任時研修	中核となる警察職員としての知識技能の習得を図る。	巡査部長及び警部補（警察官）や主任及び係長（警察事務職員）に昇任し、又は昇任が予定されている職員	4回	25人
【教育庁】 新任主任事務職員研修	講話、グループ討議、先進事例報告等	小中学校新任主任事務職員	1回	24人
主任級第一部研修	公務員倫理Ⅰ、行政課題研究Ⅱ（ディベート）、ワンペーパー資料作成、危機管理、メンタルヘルス、行政改革、適正な会計処理	令和2年度に主任に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	4回	141人
主査級第一部研修	メンタルヘルス、政策形成入門、危機管理、公務員倫理Ⅱ、適正な会計処理	令和2年度に主査級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	2回	60人
主査級第二部研修	中堅職員研修	主査級昇任後3年経過した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	79人
班長級第一部研修	班長級の役割・人事評価制度、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、パブリシティとマスコミ対応、公務員倫理Ⅲ、メンタルヘルス、危機管理	令和2年度に班長級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	3回	114人
班長級第二部研修	リーダーシップ研修	班長級昇任後3年経過した全職員及	3回	100人

		び前年度同研修未修了者		
課長級研修	危機管理、障害者への対応について、人事評価制度、県職員の労務管理、副知事講話、パブリシティとマスコミ対応、沖縄振興について	令和2年度に課長級に昇任した全職員及び前年度同研修未修了者	2回	79人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁及び民間企業等へ職員を派遣する。	—	1回	29人
自治大大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大大学校へ職員を派遣する。	—	3回	6人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

厚生制度の状況（令和2年度）

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断	受診率99.9パーセント（教育委員会については、事務局職員のみを集計している。）
職員の元気回復に関すること	元気力アップ事業	【教育庁】 相談者総数145名
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】 4か所（289戸） 東京30戸、名護54戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】 1か所（4戸） 名護4戸 【教育庁】 4か所（263戸） 沖縄本島92戸、久米島31戸、宮古67戸、八重山73戸 【病院事業局】 3か所（28戸） 名護2戸、宮古8戸、八重山18戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】 県内33宿舎、396戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 ライフプランの基礎、退職後のプラン設計、教育資金の準備、住宅取得の準備（延べ143人受講） 【警察本部】 退職後に必要な知識等を習得させることを目的に2日間に分け開催
	世代別ライフプラン資料の作成、掲示	【警察本部】 世代別（20・30代、40・50代）の資料を作成し、職員が閲覧できるシステム上に掲示
	職員互助会の運営	【知事部】 団体名 沖縄県職員厚生福利振興会 公費補助金額 0千円 会員数 5,081人

	主な給付の件数及び実績額 ・スポーツ・レジャー・芸術鑑賞等助成金 176件 1,888千円 ・宿泊施設利用助成 575件 20,501千円 ・疾病予防検診助成金 591件 5,637千円 ・生涯能力開発助成金 23件 103千円 ・予防接種助成金 1,281件 3,390千円 ・ファミリーサポートセンター利用助成金 12件 140千円 ・ボランティア活動助成金 1件 5千円
--	--

(2) 公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（令和2年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
31	215	210	2	0	34

イ 通勤災害（令和2年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
2	13	13	1	0	1

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

(1) 採用試験の実施状況（令和2年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政 I	1,020	845	78	64	13.2
心理	14	14	5	2	7.0
社会福祉	62	49	15	10	4.9
電気	22	14	9	6	2.3
機械	27	22	6	5	4.4
土木	28	23	14	14	1.6
建築	23	20	18	16	1.3
化学	14	13	8	5	2.6
農業	37	31	16	15	2.1
農業土木	24	22	14	12	1.8
農芸化学	17	16	5	1	16.0
畜産	7	7	4	3	2.3
林業	10	7	4	2	3.5

水産	14	14	12	8	1.8
病院事務	117	100	40	30	3.3
警察事務	100	86	26	13	6.6
計	1,536	1,283	274	206	6.2

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
県立学校事務Ⅰ	401	276	15	10	27.6
県立学校事務Ⅱ	70	63	9	4	15.8
市町村立学校事務	236	168	21	9	18.7
計	707	507	45	23	22.0

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	456	252	12	7	36.0
土木	12	10	3	3	3.3
農業土木	6	6	2	2	3.0
警察事務	268	130	16	5	26.0
計	742	398	33	17	23.4

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A(男性)	272	227	165	42	5.4
警察官A(女性)	71	51	42	16	3.2
警察官B(男性)	655	407	185	51	8.0
警察官B(女性)	217	124	64	16	7.8
計	1,215	809	456	125	6.5

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	38	35	14	7	5.0
計	38	35	14	7	5.0

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次	第1次試験	第2次	最終合格
-------	-------	------	-----	-------	-----	------

			試験日	合格発表日	試験日	発表日
上級試験	4月7日	5月11日から 同月20日まで	6月28日	7月8日	7月22日から 8月11日まで	8月20日
中級試験	4月7日	7月8日から 同月22日まで	9月27日	10月9日	11月4日から 11月6日まで	11月25日
初級試験	4月7日	7月8日から 同月22日まで	9月27日	10月9日	11月4日から 11月9日まで	11月25日
警察官A	4月7日	4月27日から 5月20日まで	7月11日及 び同月12日	7月22日	8月8日から 同月19日まで	9月4日
警察官B	4月7日	6月29日から 8月12日まで	10月17日及 び同月18日	10月30日	11月14日から 12月3日まで	12月18日
身体障害者を対象と した採用選考試験	公告対象外	7月13日から 8月12日まで	10月18日	10月30日	11月13日	11月25日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性とも同一日程である。

(2) 採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況（令和2年度）

職種	選考申請人数					選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部	病院事業局	合計	
課長級	1	3	1		5	5
班長級		7	1		8	8
主査級	3	7	1		11	11
主任級・主事級	7	3		3	13	13
科副部長				3	3	3
医長				3	3	3
医師	3			41	44	44
獣医師	3				3	3
薬剤師				7	7	7
精神保健福祉士	1				1	1
管理栄養士				6	6	6
学校栄養職員		6			6	6
診療放射線技師				9	9	9
臨床検査技師				10	10	10
臨床工学技士				4	4	4
作業療法士				2	2	2
言語聴覚士				2	2	2
保健師	7				7	7
看護師				113	113	113

航海士	2	1			3	3
機関士	2	2			4	4
船員	1				1	1
乗組員		1			1	1
学芸員	1				1	1
警察官			5		5	5
計	31	30	8	203	272	272

(3) 昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（令和2年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長（一般）	大学卒業者 巡査の階級に3年以上在級している者 短大卒業者 巡査の階級に4年以上在級している者 その他 巡査の階級に5年以上在級している者	第1次 令和2年6月13日 第2次 令和2年6月27日 第3次 令和2年8月5日 及び同月6日	534	528	107	67	7.9
警部補（一般）	大学卒業者 巡査部長の階級に2年以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年以上在級している者	第1次 令和2年6月13日 第2次 令和2年6月28日 第3次 令和2年8月6日 及び同月7日	521	504	99	46	11.0
警部（一般）	警部補の階級に4年以上在級している者	第1次 令和2年7月18日 第2次 令和2年8月4日 第3次 令和2年9月3日 及び同月4日	398	387	84	26	14.9

備考 在級期間の計算は、休職、療養及び育児休業期間が6か月を超える場合は、その期間を除く。

(4) 昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（令和2年度）

職種	選考申請人数									選考承認人数
	知事部局	企業局	病院事業局	議会事務局	教育委員会	警察本部	監査委員事務局	人事委員会事務局	合計	
部長級	12		1	1	1				15	15
統括監級	25	1	5	2	2				35	35

参事官級						7		7	7	
課長級	66	3	7	1	11	17		105	105	
班 長 級	班長（主幹、課長補佐、事務長等含む。）	83	8	1	1	24	4	2	123	123
	部長・副部長（医師）			4					4	4
	看護主幹			11					11	11
	副技師長			4					4	4
計	186	12	33	5	38	28		2	304	304

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況（令和2年度）

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
令和2年11月2日	<p>報告</p> <p>1 期末手当及び勤勉手当について 期末手当及び勤勉手当については、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合とおおむね均衡していることから、改定を行わないことが適当である。</p> <p>2 給料表その他の項目 給料表については、本年8月17日から9月30日までの期間に実施した「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出し、その他の項目と併せて改めて必要な報告を行うこととする。</p>	
令和2年12月1日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について 給料表については、職員給与が民間給与をわずかに上回っているものの較差が極めて小さいこと、また、国及び他の都道府県の給与水準との均衡等を考慮し、改定を行わないことが適当である。</p> <p>2 公務運営に関する課題について (1) 人材の確保及び育成 ア 人材の確保 新型コロナウイルス感染症が発生している中において、県民の安全・安心を確保するため、多くの職員が日々全力で職務にまい進している。 このような状況の下、多様化する県民ニーズに的確・迅速に対応し、質の高い行政サービスを提供していくためには、県職員として優れた資質や高い能力を有する人材を継続的に確保していくことが重要である。 しかしながら、近年、職員採用試験の受験者数が減少し続けており、特に一部の技術系職種においては、必要な数の人材確保が厳しい状況が続いている。また、受験者数の減少に加え、採用辞退が相当数発生しており、職員採用を取り巻く環境は、ますます厳しい状況になることが予想される。 こうした状況から、本委員会では、今年度の上級試験及び中級試験について、受験可能年齢の引上げ及び上級試験技術系試験区分の試験内容の見直しを行ったところ、昨年度試験に比べ受験者数が増加し、一定の成果が得られたところである。 また、昨年度まで任命権者と連携し実施してきた職員採用ガイダンスなどの取組は、新型コロナウイルス感染症の影響</p>	

を受け、開催が困難な状況であるが、県職員の仕事の内容と魅力、働きがいについて、インターネットを活用するなど効果的かつ積極的に情報を発信し、有為な人材の確保に努める必要がある。

イ 人材の育成

人材の育成については、任命権者で定める人材育成基本方針に基づき、自己啓発を中心に、職場研修（OJT）や専門機関での研修等の各種研修を通して、継続的に職員全体の能力向上を図る必要があるが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、実施方法の大幅な見直しを迫られたものと思われる。

インターネットを活用した職員研修については、遠隔地においても参加が可能であるなど、様々なメリットが期待できる。社会環境が変化する中であっても効果的な人材育成が行えるよう、これまでの取組に加え、新しい方法を検討していくことが重要である。

女性職員の登用拡大について、任命権者においては、特定事業主行動計画を策定し、数値目標を掲げ取り組んでいるところであり、引き続き積極的な登用、職域拡大等を図るとともに、性別にかかわらずそれぞれの能力を十分に発揮し、働きがいを持って活躍できる職場環境の整備を進めていく必要がある。

ウ 能力及び実績に基づく人事管理の推進

任命権者においては、能力及び実績に基づく人事管理の徹底等を図るため、地方公務員法に基づく人事評価を実施しているところである。

人事評価に当たって、評価者は、被評価者とのコミュニケーションを十分に図ることにより、職務遂行能力や業務の進捗状況を的確に把握し、適切に評価することが求められる。

引き続き、評価者研修の充実等により評価能力の向上を図るとともに、被評価者に対しても制度を周知し人事評価制度の趣旨が十分に共有されるように努め、職員の理解と納得を得ながら、より信頼性の高い人事評価を実施し、その評価結果についても、人事管理の基礎として適切に活用していく必要がある。

(2) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

任命権者においては、これまでも各種の取組を実施し長時間労働の是正に努めてきたところであるが、昨今、恒常的な業務に加え、豚熱の発生や新型コロナウイルス感染症対策等の緊急に対応を要する業務により、多くの部署において時間外勤務が増えている状況が見られる。

このような状況においては、職員の努力によって長時間労働を是正することは困難であることから、管理監督者は職員の健康確保に努めることが自らの責務であること（「沖縄県職員安全衛生管理規程」等）を再認識し、実効ある取組を行わなければならない。

本県においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による「労働基準法（昭和22年法律第49号）」等の改正も踏まえて人事委員会規則を改正し、時間外勤務命令を行うことができる上限を原則1年について360時間、他律的業務の比重が高い部署において720時間など定め、本年4月から施行した。

また、教育委員会においては、平成31年3月に「沖縄県教職員働き方改革推進プラン」、令和2年3月に「県立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」を策定するとともに同年10月に「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例」を改正し、各教育委員会が在職等時間を含めた適切な勤務時間の管理を行う仕組みを整備し、教職員の勤務環境の改善に取り組んでいる。

本来、職員の勤務は正規の勤務時間内であることが望ましいことから、管理監督者は、上限時間にかかわらず、勤務管理システムのデータ等を活用し時間外勤務等を含む職員の勤務時間の把握を徹底し、長時間労働の要因の分析等を行い、マネジメントを強化する必要がある。

特に、教職員の長時間労働が全国的な課題となる中、新型

コロナウイルス感染症の影響を強く受ける学校現場や、他律的業務の比重の高い部署、危機対応等の特例業務を行う部署等については、より柔軟に事務の合理化等を行うべきである。

また、議会関連業務や管理部門が実施する全庁的な業務については、各部署単独の合理化が困難なことから、関係機関で理解を深め、連携して合理化に取り組んでいくことが求められる。

このような業務合理化等を進めてもなお長時間の時間外勤務等を命じざるを得ない場合、任命権者は適正な人員の確保を行う必要がある。

イ 仕事と生活の調和の推進と勤務環境の整備

仕事と生活の調和の推進については、長時間労働の是正はもとより、育児や介護などの各種支援制度が適切に活用されることも重要であることから、引き続き任命権者においては、職員が各種支援制度を取得しやすい環境づくりに努める必要がある。

一部の任命権者において導入されている時差出勤制度は、利用率も高い状況にあり、今後もインターネットを活用した勤務等の多様な働き方を選択できる環境の整備に加え、管理監督者における職員の勤務時間の適正な把握が求められる。

また、従来から本委員会が言及している休憩時間の付与や宿日直等の勤務体制等についても適切な管理に努める必要がある。

赴任に際し転居を必要とする職員については、任命権者は速やかに職務に専念できる体制を整える必要がある。近年の離島における住宅確保が困難な状況にあって、各任命権者は地域の状況を踏まえ、職員住宅の老朽化対策や遠隔地人事異動内示の早期化など様々な取組を行っているところであるが、今後とも職員の住環境を安定的に確保するため、的確な状況把握に努めるとともに、公務に支障を来すことがないよう、適切な取組を継続していく必要がある。

ウ 心身の健康管理

職員の心身の健康管理は、健康の保持・増進の観点はもとより、公務遂行能力の維持向上の観点からも重要な課題である。

任命権者においては様々な取組を実施しているところであるが、依然病気休職の理由として精神性疾患が高い割合を占めている。心の健康を害する要因は、仕事、職場生活、家庭、地域等に存在し、複合的なものと考えられるが、職場における要因は職員自身の力だけでは取り除くことができない場合が多い。管理監督者は引き続き再発防止を含めメンタルヘルスケアを積極的に実施していくことが重要である。

ストレスチェックについては、集団分析結果の活用方法を共有するなど、より取組を充実させていくことが求められる。

また、長時間労働が過労死のリスクを高めることなどの心身に与える影響について、管理監督者及び職員は認識を深めるとともに、長時間勤務により面接指導対象となった職員が、一人でも多く面接を受けることが重要である。

令和元年度は、緊急かつ特殊な業務が発生した部署等において、健康不安が増大した職員等に対し柔軟に産業医面談等を実施している。今後とも、任命権者は緊急の業務に従事する職員に対しても関係機関等と連携して、時機を逸することなく心身のケアに取り組む必要がある。

エ ハラスメントの防止

多様な労働者の就業環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）」が本年6月に施行されたことにより、パワー・ハラスメントを防止するための雇用管理上の措置が義務づけられ、セクシャル・ハラスメントや妊娠・出産・育児等に関するハラスメントについても対策が強化されている。

職場におけるハラスメントは、職場環境を悪化させ、心の健康に悪影響を及ぼし、勤労意欲の低下につながるものである。各任命権者とも指針等を定めて防止に取り組んでいると

ころであるが、ハラスメントに該当するかの判断が容易でない事例もあり、相談件数も減少していない。ハラスメントを防止するためには、優越的立場にある職員が、ハラスメントの定義を理解するとともに、自らの言動が職場環境に甚大な影響を与えることを認識し、適切な言動による指導や関係構築に努めることが重要である。

任命権者においては、職員が加害意識のないままハラスメント行為を行うことがあることを踏まえ、定期的な研修等により意識啓発を図る必要がある。

(3) 会計年度任用職員制度の適切な運用

本年4月に導入された会計年度任用職員制度については、その採用方法、任期、勤務時間等を明確にしたほか、職務の内容や責任に応じて常勤の職員との権衡を考慮した報酬の額とし、新たに期末手当を支給するなどの勤務条件を整備したところである。任命権者においては、関係法令等を踏まえ適切な制度運用を図る必要がある。

(4) 高齢層職員の能力及び定年の引上げ

効率的な組織を維持しつつ、多様化する県民ニーズに対応し、公務を円滑に推進していくためには、高齢層職員の能力及び経験を最大限に活用していくことは不可欠である。

高齢層職員については、再任用制度によって、これまで培ってきた能力及び経験を活用しているところであるが、一層高い意欲を持って能力を発揮することができるよう、任命権者においては、その配置、役割を含め勤務環境の整備について検討する必要がある。

人事院は、平成30年8月、国会及び内閣に対し、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行い、本年の公務員人事管理に関する報告においても、高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を引き上げるための措置が早期に実施されるよう、改めて要請したところである。

定年の引上げは、人事管理全般に影響を及ぼす重要な事項であることから、任命権者においては、今後の国家公務員法等の改正状況、他の地方公共団体の取組等を注視しながら、本県の状況を踏まえて制度設計の検討を進めていく必要がある。

(5) 服務規律の確保と法令遵守の徹底

本委員会は、これまでも職員の服務規律の徹底について言及してきたところであるが、依然として、飲酒運転、体罰等の不祥事が発生している状況にあり、昨年度においては、懲戒処分に至るハラスメント事案も発生している。一部の職員によるものとはいえ、不祥事等の発生は、県行政への信頼を大きく損なうものである。

職員一人一人においては、県民全体の奉仕者であることを勤務時間の内外を問わず常に自覚し、県民の信頼に応えるべく、高い使命感を持って職務に精励することが肝要である。

任命権者においては、引き続き、職員に対する注意喚起、研修の実施等の取組を確実に進めていくとともに、不祥事の根絶に向け、あらゆる機会を捉えて職員に対する服務規律の確保と法令遵守の徹底を図る必要がある。

3 おわりに

人事委員会の給与勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、地方公務員法に定める情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するとともに、人材の確保や組織活力の向上、労使関係の安定等を通じて、行政の効率的かつ安定的な運営に寄与するものである。

本年においては、11月2日に特別給について先行して報告を行ったところであるが、月例給についても、4月時点における公民較差が極めて小さいことから勧告を行わず、必要な報告を行うものである。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の収束が見通せない状況下にあつて、職員は、日々、県民の公務に寄せる信頼と期待に応えるべく使命感と誇りを持って職務に精励している。一方で、一部では過度な勤務や精神的な緊張が長時間に及ぶことにより職員の心身の健康を害することが懸念され、任命権者には、適切な勤務時間管理と労働安全衛生管理の実施が求められるところであ

	る。 議会及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、引き続き、職員の適正な処遇の確保に努めるよう要望する。	
--	--	--

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況（令和2年度）

区分	前年度末現在 未処 理 件 数	措置要求件数	処理件数	前年度末現在	今年度の措置	年度末現在
				未処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	要 求 件 数 に 係 る 処 理 件 数	
県 分	給 与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
市 町 村 等 分	給 与	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	2 (2)
	計	0 (0)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	3 (3)
合 計	0 (0)	6 (6)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	4 (4)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたもの全ての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

4 不利益処分に関する審査請求の状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての審査請求の状況である。

不利益処分に関する審査請求の状況（令和2年度）

--	--	--	--	--

区分		前年度末現在 未処理件数	審査請求 件数	処理件数	前年度末現在 未処理件数に 係る処理件数	今年度の審査 請求件数に係 る処理件数	年度末現在 未処理件数
県 分	分限処分	0 (0)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
	懲戒処分	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	転任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	4 (4)
市 町 村 等 分	分限処分	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (2)
	転任	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	1 (1)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	2 (2)
合計		3 (3)	6 (6)	3 (3)	1 (1)	2 (2)	6 (6)

- 備考
- 1 件数は、審査請求をした個々の職員1人をもって1件としている。
 - 2 「審査請求件数」は、人事委員会に対して審査請求がなされたもの全ての件数である。
 - 3 「処理件数」には、審査請求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
 - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

沖縄県総務部総務私学課

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号

電話番号 098-866-2074